

倉吉市同和教育推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 同和教育推進員（以下「推進員」という。）は、地域における同和教育の推進を図るものとする。

(委嘱)

第2条 推進員は、同和教育についての理解と、これを進める熱意を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 推進員の任期は、2年とする。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 推進員は、再任されることができる。

(職務)

第4条 推進員の職務は、おおむね次に掲げるとおりとし、その職務を行うに当たっては、関係教育機関及び団体と緊密な連携をとるものとする。

- (1) 地域における同和教育の推進について、必要な助言指導を行うこと
- (2) 関係教育機関及び団体における同和教育町内学習会の奨励並びに助言指導を行うこと
- (3) 同和教育の推進に当たっては、自治公民館と協力して、その進展に努めること

(報酬)

第5条 推進員には、報酬を支給する。

(解職)

第6条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解職することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (2) 推進員としてふさわしくないと認められるに至った場合

(研修)

第7条 推進員は、常にその職務を行う上に必要な知識の習得に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和52年8月1日から施行する。

(任期の特例)

2 第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成31年4月1日に委嘱された推進員の任期は、同日から平成32年12月31日までとする。

附 則

この要綱は、昭和59年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。